

○愛媛県規則第18号

愛媛県美術館協議会運営規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県美術館協議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛媛県博物館協議会設置条例（平成12年愛媛県条例第31号）第5条の規定に基づき、愛媛県美術館協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(招集)

第3条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、愛媛県美術館長が招集する。

2 会議の日時、開催場所及び会議に付議する事項は、あらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議)

第4条 会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、愛媛県美術館において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第19号

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則の一部を改正する規則

ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料等減免規則（平成15年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 愛媛県生涯学習センター</td></tr> <tr><td>2 愛媛県総合科学博物館</td></tr> <tr><td>3 愛媛県歴史文化博物館</td></tr> <tr><td>4 愛媛県美術館</td></tr> <tr><td>5 省略</td></tr> <tr><td>6 省略</td></tr> <tr><td>7 省略</td></tr> </table>	1 愛媛県生涯学習センター	2 愛媛県総合科学博物館	3 愛媛県歴史文化博物館	4 愛媛県美術館	5 省略	6 省略	7 省略	<p>別表（第3条関係）</p> <table border="1"> <tr><td>1 省略</td></tr> <tr><td>2 省略</td></tr> <tr><td>3 省略</td></tr> </table>	1 省略	2 省略	3 省略
1 愛媛県生涯学習センター											
2 愛媛県総合科学博物館											
3 愛媛県歴史文化博物館											
4 愛媛県美術館											
5 省略											
6 省略											
7 省略											
1 省略											
2 省略											
3 省略											

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県規則第20号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為)</p> <p>第2条 条例第2条第2号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p> <p>(条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査)</p> <p>第4条の2 条例第7条の2第1項本文の規則で定める日は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る措置が完了した日とする。</p> <p>2 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、前項に規定する日から6月ごとに行わなければならない。</p> <p>3 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員の立会いの下に行わなければならない。</p> <p>4 条例第7条の2第1項本文の規定による水質検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>(条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壤検査)</p> <p>第4条の3 前条第2項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壤検査について、前条第3項の規定は条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壤検査のための試料の採取について、それぞれ準用する。</p> <p>2 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壤検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。</p> <p>3 条例第7条の2第1項ただし書の規定による土壤検査は、条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該土地を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。</p> <p>(条例第7条の2第2項の規定による検査の報告)</p> <p>第4条の4 条例第7条の2第2項の規定による報告は、第4条の2第1項に規定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内に、水質・土壤検査報告書（様式第1号）を提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 水質検査又は土壤検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図</p> <p>(2) 水質検査又は土壤検査のために採取した試料ごとの検査試料</p>	<p>(条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為)</p> <p>第2条 条例第2条第1号ただし書の規則で定める行為は、次に掲げる施設等において行う土砂等による土地の埋立て、盛土その他の土地への堆積をする行為とする。</p> <p>(1)～(6) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第4条 省略</p>

採取調書（様式第1号の2）

(3) 水質検査又は土壤検査の結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量土のうち濃度に係る計量土（以下「環境計量土」という。）が発行したものに限る。）

第6条 省略

(周辺住民への特定事業の周知)

第6条の2 条例第9条文は条例第14条第1項の許可を受けようとする者（以下「申請予定者」という。）は、条例第9条の2第1項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規定による説明会の開催に当たって、あらかじめ、周辺住民に対し、説明会の開催の日時及び場所を適切な方法により周知するものとする。

2 条例第9条の2第2項（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）のその責めに帰することができない事由であって規則で定めるものは、申請予定者以外の者により説明会の公正かつ円滑な実施が著しく阻害され、説明会の目的を達成することができないことが明らかであることとする。

(許可の申請)

第7条 条例第10条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第2号）によるものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

(2) 省略

(3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(4) 省略

(5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書_____及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量土_____が発行したものに限る。）

(6)～(10) 省略

(11) 条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料

(12) 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

(13) 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

(14) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

(15) 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これら

第6条 省略

(許可の申請)

第7条 条例第10条第1項の申請書は、特定事業許可申請書（様式第1号）によるものとする。

2 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、_____登記事項証明書）

(2) 省略

(3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(4) 省略

(5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量土のうち濃度に係る計量土（以下「環境計量土」という。）が発行したものに限る。）

(6)～(10) 省略

の者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

(16) 申請者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

(17) 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）

(18) 省略

3 条例第10条第2項の申請書は、特定事業（一時堆積事業）許可申請書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号から第17号までに掲げる書類

(2)・(3) 省略

(4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

5 省略

（条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタの規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第6号キ、ソ及びタ（これらの規定を条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当しない変更とする。

(1) 特定事業区域又は特定事業場の面積に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条の申請書に記載された当該面積（当該面積について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(2) 特定事業に使用される土砂等の量に係る変更であって、当該変更によって、条例第10条第1項の申請書に記載された当該土砂等の量（当該土砂等の量について条例第14条第1項の規定による変更の許可を受けたときは、その変更後のもの）から10パーセント以上増加するもの

(3) 特定事業が完了した場合の特定事業場の構造に係る変更であって、次のいずれかに該当するもの（当該変更について、条例第14条第4項において準用する条例第12条第3項の規定が適用されるものを除く。）

ア 摂壁又は別表第3の5の項に規定するり面の崩壊を防止するための排水溝の施設を変更するもの

イ 別表第3の1の項、2の項又は6の項から8の項までのいずれかに規定する措置を変更するもの

ウ 当該変更により、り面の勾配について、垂直距離に対する水平距離が減少するもの

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項第2号から第11号まで及び第18号並びに同条第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第2号、第4号、第10号及び第11号に係るものに限る。）に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

4 条例第14条第3項の規定による規則で定める事項は、条例第9

(1) 省略

3 条例第10条第2項の申請書は、特定事業（一時たい積事業）許可申請書（様式第3号）によるものとする。

4 条例第10条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 第2項第1号、第2号、第4号及び第10号に掲げる書類

(2)・(3) 省略

(4) 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図。（特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

5 省略

（条例第12条第1項第6号イ及びウの規則で定める使用人）

第9条 条例第12条第1項第6号イ及びウ（条例第14条第4項において準用する場合を含む。）の規則で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

(1)・(2) 省略

（変更の許可の申請等）

第11条 条例第14条第1項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げる事項の変更とする。

(1) 条例第9条の許可を受けた者の氏名又は住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 特定事業の施工を管理する事務所の所在地

(3) 特定事業の施工を管理する者

(4) 特定事業に使用される土砂等の量（土砂等のたい積の構造の変更を伴わないものに限る。）

(5) 特定事業の施工期間

(6) 特定事業に使用する土砂等の採取場所又は搬入計画

2 省略

3 条例第14条第2項の規則で定める書類は、第7条第2項各号及び第4項各号

に掲げる書類のうち変更に係る書類とする。

条の許可を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

(1) 条例第12条第1項第6号セに規定する法定代理人

(2) 役員

(3) 発行済株式総数の100分の5以上の株式を行する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

(4) 第9条に規定する使用人

5 条例第14条第3項の規定による届出は、同項の

変更があった日から15日（次項の規定により法人の登記事項証明書を添付すべき場合にあっては、30日）以内に、特定事業変更届（様式第5号）を提出して行わなければならない。

6 前項の届出書には、第7条第2項各号（同項第11号に係るものと除く。）及び第4項各号（同項第1号にあっては、同条第2項第11号に係るものと除く。）に掲げる書類のうち届出に係る書類

を添付しなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第12条 条例第15条第1項の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、特定事業区域への土砂等の搬入を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届（様式第6号）を提出して行わなければならない。ただし、搬入しようとする土砂等が県外土砂等である場合であって、特定事業区域へ当該県外土砂等を搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行うときは、当該一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の搬入を開始する日の3日前までに、土砂等搬入届を提出して行わなければならない。

2 条例第15条第1項の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（様式第7号）とする。ただし、当該土砂等が県外土砂等である場合は、土砂等採取場所証明書に、当該県外土砂等を採取した地点の位置図及び採取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真を添付しなければならない。

3 条例第15条第1項の当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）とする。

4 条例第15条第1項第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る壳渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことの証する書面とする。

5 条例第15条第2項の規定による届出は、非常災害のために必要な応急措置として土砂等を撤去した区域ごと及び土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届を提出して行わなければならない。

6 条例第15条第3項の規定による届出は、同条第1項の規定により届け出た事項の変更の場合にあっては特定事業区域への土砂等の搬入の開始（特定事業区域へ県外土砂等を搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場合にあっては、一時堆積を行う場所への当該県外土砂等の搬入の開始）までに、同条第2項の規定により届け出た事項の変更の場合にあっては当該変更後遅滞なく、それぞれ土砂等搬入変更届（様式第7号

4 条例第14条第3項の規定による届出は、第1項各号に掲げる事項に変更があった日から15日

以内に、特定事業変更届（様式第5号）を提出して行わなければならない。

5 前項の届出書には、第1項第1号に掲げる事項の変更の場合にあっては条例第9条の許可を受けた者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）を、同項第4号に掲げる事項の変更の場合にあっては特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書を添付しなければならない。

（土砂等の搬入の届出）

第12条 条例第15条の規定による届出は、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに

、土砂等搬入届（様式第6号）を提出して行わなければならない。

2 条例第15条の当該土砂等が当該採取場所から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該採取場所の責任者が発行した土砂等採取場所証明書（様式第7号）とする。

3 条例第15条の当該土砂等が土砂基準に適合していることを証する書面で規則で定めるものは、搬入しようとする土砂等の汚染状況についての検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）とする。

4 条例第15条第2号の当該採取場から採取された土砂等であることを証する書面で規則で定めるものは、当該土砂等に係る壳渡証明書その他の当該土砂等を譲渡したことの証する書面とする。

の2)を提出して行わなければならない。

7 前項の届出には、条例第15条第1項又は第2項の規定により届け出た事項の変更に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、同条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第2号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 土砂等採取場所証明書

(2) 検査試料採取調査及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
(土砂等管理台帳)

第12条の2 条例第15条の3の土砂等管理台帳は、様式第7号の3によるものとする。

2 土砂等管理台帳に条例第15条の3第5号に掲げる事項を記載するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類

(2) 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

3 条例第15条の3第6号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 許可年月日及びその番号

(2) 特定事業場の所在地

(3) 特定事業の施工期間

(4) 特定事業区域の面積

(5) 特定事業に使用される土砂等の量（特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、当該特定事業に使用された土砂等の堆积が最大となったときの土砂等の量）

(6) 特定事業の施工を管理する者の氏名

(7) 土砂等の採取場所を管理する事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(8) 土砂等搬入届及び土砂等搬入変更届の提出年月日

(9) 土砂等の採取場所からの搬入予定量

(10) 展開検査等を行った者の氏名
(土砂等の量の報告)

第13条 条例第16条の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内（特定事業の全部若しくは一部を完了し、又は特定事業を廃止し、若しくは休止したときは、条例第20条第1項又は第21条第2項の規定による届出の時に、特定事業状況報告書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

（条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査）

第14条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。

2 第4条の2第3項の規定は、条例第17条第2項及び第3項の規定による水質検査について準用する。

3 第4条の2第4項の規定は、条例第17条第1項から第3項までの規定による水質検査について準用する。この場合において、第

（土砂等の量の報告）

第13条 条例第16条の規定による報告は、特定事業を開始した日から6月ごとに当該6月を経過した日（特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに当該3月を経過した日）から3週間以内（特定事業を完了し、又は廃止し、又は休止したときは、条例第20条第1項又は第21条第2項の規定による届出の時に、特定事業状況報告書（様式第8号）を提出して行わなければならない。

（水質検査）

第14条 条例第17条第1項の規定による水質検査は、特定事業を開始した日から6月ごとに行わなければならない。ただし、特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業を開始した日から3月ごとに行わなければならない。

2 条例第17条第2項の規定による水質検査のための試料の採取は、知事が指定する期日において、知事が指定する職員の立会いの下に行わなければならない。

3 前2項の水質検査は、特定事業区域内の浸透水を採取し、別表第2の項目の欄に掲げる項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の

4条の2第4項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地の」とあるのは「特定事業」と読み替えるものとする。

4 条例第17条第3項の規定による水質検査は、次の表の左欄に掲げる者に応じ、同表の中欄に掲げる日から、同表の右欄に掲げる時期により行わなければならない。

対象者	起算日	時期
条例第9条の許可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第4項の規定による通知をした日	6月ごと
条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者	知事が別に指定する日	1月以内及び6月ごと

(条例第17条第1項から第3項までの規定による土壤検査)

第15条 第4条の2第2項の規定は条例第17条第1項ただし書の規定による土壤検査について、第4条の2第3項の規定は条例第17条第2項及び第3項ただし書の規定による土壤検査のための試料の採取について、第4条の3第2項及び第3項の規定は条例第17条第1項から第3項までの規定による土壤検査について、前条第4項の規定は条例第17条第3項ただし書の規定による土壤検査について、それぞれ準用する。この場合において、第4条の3第3項中「条例第7条第2項又は第3項の規定による命令に係る土砂等の埋立て等に供し、又は供された土地」とあるのは「特定事業区域」と読み替えるものとする。

欄に掲げる方法により行わなければならない。

(土壤検査)

第15条 前条第1項の規定は条例第17条第1項ただし書の規定による土壤検査について、前条第2項の規定は条例第17条第2項の規定による土壤検査のための試料の採取について

準用する。

2 条例第17条第1項ただし書又は第2項の規定による土壤検査は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に係る土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において試料を採取し、当該項目ごとに、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行わなければならない。

3 前項の土壤検査は、特定事業区域の面積が1ヘクタールを超える場合にあっては、当該特定事業区域を1ヘクタール以内の区域に等分し、当該等分された区域ごとに行わなければならない。

(水質検査等の報告)

第16条 条例第17条第4項において準用する条例第7条の2第2項の規定による報告は、次の表の左欄に掲げる検査の区分に応じ、同表の右欄に掲げる時期に、それぞれ水質・土壤検査報告書を提出して行わなければならない。

検査の区分	提出時期
条例第17条第1項の規定による検査	省略
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第17条第1項の規定による検査	省略
条例第17条第2項の規定による検査	省略
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第9条の許	知事が当該特定事業に係る条例第20条第2項又は第21条第

検査の区分	提出時期
条例第17条第1項の規定による水質検査又は土壤検査	省略
特定事業が一時堆積事業である場合における条例第17条第1項の規定による水質検査又は土壤検査	省略
条例第17条第2項の規定による水質検査及び土壤検査	省略

可を受けた特定事業の全部を完了し、又は廃止した者が実施するもの	4項の規定による通知をした日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内
条例第17条第3項の規定による検査のうち条例第23条第1項の規定により条例第9条の許可を取り消された者が実施するもの	知事が別に指定する日から1月を経過した日から3週間以内及び当該知事が別に指定する日から6月ごとに当該6月を経過した日から3週間以内

2 第4条の4第2項の規定は、前項の報告書について準用する。

(特定事業の完了の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業の全部又は一部を完了した日から15日以内に、特定事業完了届（様式第10号）を提出して行わなければならない。この場合において、当該特定事業の一部を完了したものであるときは、特定事業完了届に、その完了した区域を示す図面を添付しなければならない。

(特定事業の廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、休止の届出をした特定事業を再開した場合にあっては当該特定事業を再開した日から7日以内に、特定事業廃止（休止・再開）届（様式第11号）を提出して行わなければならない。

(承継の届出)

第20条 省略

2 条例第22条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 地位を承継した者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
- (2) 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員を含む。）が条例第12条第1項第6号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書
- (3) 地位を承継した者が未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
- (4) 地位を承継した者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
- (5) 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これら者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
- (6) 地位を承継した者に第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し
- (7) 法定代理人・役員・使用人等一覧表

別表第1（第3条、第4条の3関係）

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 水質検査又は土壤検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
- (2) 水質検査又は土壤検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書
- (3) 水質検査又は土壤検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

(特定事業の完了の届出)

第18条 条例第20条第1項の規定による届出は、特定事業_____を完了した日から15日以内に、特定事業完了届（様式第10号）を提出して行わなければならない。

(特定事業の廃止等の届出)

第19条 条例第21条第2項の規定による届出は、特定事業を廃止した場合にあっては当該特定事業を廃止した日から30日以内に、特定事業を2月以上休止しようとする場合にあってはあらかじめ、休止の届出をした特定事業を再開した場合にあっては当該特定事業の再開後速やかに_____、特定事業廃止（休止・再開）届（様式第11号）を提出して行わなければならない。

(承継の届出)

第20条 省略

省略

備考 省略

別表第2（第4条、第4条の2関係）

省略

備考 省略

別表第3（第8条、第11条関係）

省略

様式第1号（第7条関係） 特定事業許可申請書

(表) 省略

(裏)

添付書類

1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は専用行為及び登記事項証明書）

2 省略

3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

4 省略

5 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

6～9 省略

10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

11 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料

12 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

13 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

14 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

15 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

16 申請者に規則第9条に規定する使用人がある場合にあ

省略

備考 省略

別表第2（第4条、第14条関係）

省略

備考 省略

別表第3（第8条関係）

省略

様式第1号（第7条関係） 特定事業許可申請書

(表) 省略

(裏)

添付書類

1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、_____登記事項証明書）

2 省略

3 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

4 省略

5 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

6～9 省略

10 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

つては、その者の住民票の写し

17 法定代理人・役員・使用者等一覧表（様式第2号の

4）

18 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時堆積事業）許可申請書

（表）

特定事業（一時堆積事業）許可申請書

省略

省略

注 省略

（裏）

添付書類

1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）

2～4 省略

5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

6 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

8 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料

9 申請者（申請者が法人の場合にあっては、その役員（条例第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）

10 申請者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）

11 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し

12 申請者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分

11 省略

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第3号（第7条関係） 特定事業（一時たい積事業）許可申請書

（表）

特定事業（一時たい積事業）許可申請書

省略

省略

注 省略

（裏）

添付書類

1 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

2～4 省略

5 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

6 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

7 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面

の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）

13 申請者に規定第9条に規定する使用人がある場合にあっては、その者の住民票の写し

14 法定代理人・役員・使用人等一覧表（様式第2号の4）

15 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書

（表）省略

（裏）

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) 省略

(2) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(3) 省略

(4) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

(5) 省略

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第14条第4項において準用する同条例第9条の2の規定により実施した周辺住民への特定事業の周知の実績に係る書面（様式第2号の2）及び当該周知に用いた資料

(11) 省略

2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) ①(1)、③(3)、⑨(9)及び⑩(10)に掲げる書類

(2) 省略

(3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、④(4)に掲げる書類

(4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

8 省略

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第4号（第11条関係） 特定事業変更許可申請書

（表）省略

（裏）

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

1 特定事業（一時たい積事業を除く。）の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) 申請者の住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

(2) 省略

(3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(4) 省略

(5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第2号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）

(6) 省略

(7) 省略

(8) 省略

(9) 省略

(10) 省略

(11) 省略

2 特定事業（一時たい積事業）の変更に係る申請の場合には、次の書類

(1) ①(1)、②(2)、④(4)及び⑩(10)に掲げる書類

(2) 省略

(3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、⑤(5)に掲げる書類

(4) 特定事業場の土砂等のたい積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（_____特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）

(5) 省略

愛媛県収入証紙貼付欄

様式第6号（第12条、第12条の2、様式第7号の2関係）土砂等
搬入届

省略	
<u>土砂等の区分</u>	
<u>土砂等の搬入期間</u>	年 月 日から 年 月 日まで
<u>土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号</u>	
<u>県外土砂等を特定事業区域に搬入するまでの間に、県内において当該県外土砂等の一時堆積を行う場所の所在地及び当該一時堆積の期間</u>	所 在 地 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

添付書類

- 1 省略
- 2 検査試料採取調査（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。

注1・2 省略

3 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第7号（第12条、様式第6号、様式第7号の2関係）土砂等採取場所証明書

省略	
<u>建設工事等に係る土砂等の発生量</u>	
<u>特定事業区域への土砂等の搬入予定量</u>	
<u>証明に係る土砂等の量</u>	
<u>土砂等の区分</u>	
省略	
愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第9条の許可を受けた者が特定事業区域に搬入する土砂等は、上記のとおり採取された土砂等であること並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物でないこと及び当該廃棄物の混入がないことを証明します。	
省略	
添付書類（搬入する土砂等が県外土砂等である場合に添付すること。）	

愛媛県収入証紙ちょう付欄

様式第6号（第12条関係）土砂等
搬入届

省略	
<u>土砂等の搬入期間</u>	年 月 日から 年 月 日まで
<u>土砂等の運搬事業者の住所、氏名及び電話番号</u>	

添付書類

- 1 省略
- 2 検査試料採取調査（様式第2号）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。

注1・2 省略

様式第7号（第12条、様式第6号関係）土砂等採取場所証明書

省略	
<u>証明に係る土砂等の量</u>	
省略	
上記のとおりであること	
を証明します。	
省略	

搬入する県外土砂等を採取した地点の位置図及び採取時の様子を撮影したカラーの写真並びに当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

注1 省略

- 2 「土砂等の区分」の欄には、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）別表第3の3の項の表の土砂等の区分を記載すること。

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

省略	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完了の区分	全部完了・一部完了
省略	
添付書類	
特定事業の一部の完了に係るものであるときは、その完了した区域を示す図面を添付すること。	

注1 省略

- 2 不要な文字は、抹消すること。

3 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略	
特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等が堆積されている面積	㎡

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略	
添付書類	
1 省略	
2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、 <u>定款又は寄附行為及び登記事項証明書</u> ）	
3 地位を承継した者（当該者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号工に規定する役員をいう。以下同じ。）を含む。）が同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）	
4 地位を承継した者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）	
5 地位を承継した者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し	
6 地位を承継した者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときには、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）	

注 省略

様式第10号（第18条関係） 特定事業完了届

省略	
許可番号等	年 月 日 第 号
省略	

注1 省略

2 省略

様式第11号（第19条関係） 特定事業廃止（休止・再開）届

省略	
特定事業が一時たい積事業である場合にあっては、特定事業区域の面積のうち土砂等がたい積されている面積	平方メートル

注 省略

様式第12号（第20条関係） 特定事業承継届

省略	
添付書類	
1 省略	
2 地位の承継をした者の住民票の写し（法人にあっては、 <u>登記事項証明書</u> ）	

- 7 地位を承継した者に愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則
 (平成12年愛媛県規則第36号) 第9条に規定する使用人
 がある場合にあっては、その者の住民票のなし
8 法定代理人・役員・使用人等一覧表 (様式第2号の
 4)

注 省略

様式第13号 (第21条関係) 身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に關係する者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を排出し、若しくは搬出した者、当該土砂等の埋立て等に係る土砂等を運搬し、若しくは運搬した者、当該土砂等の埋立て等の川に供するために土地を提供した者その他当該土砂等の埋立て等に關係する者の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等に關係ある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

省略

(1)~(3)の2 省略

省略

注 省略

様式第13号 (第21条関係) 身分証明書

(表) 省略

(裏)

省略

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者又は

当該土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供した者

に対し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、土砂等の埋立て等をし、若しくはした者

の事務所、事業場その他その土砂等の埋立て等をし、若しくはした場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは試験の用に供するのに必要な限度において土砂等を無償で収去させることができる。

省略

(1)~(3) 省略

省略

第2条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第1号を様式第2号とし、同様式の前に次の2様式を加える。

様式第1号（第4条の4、第16条関係）水質・土壤検査報告書

水質・土壤検査報告書

年月日

愛媛県知事

様

住所（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）報告者 氏名（法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）印

電話番号

許可年月日及び許可番号	年月日 第号
検査の区分	水質・土壤
検査試料採取者の住所、氏名 及び電話番号	
検査試料採取年月日	年月日
検査結果	別紙のとおり

添付書類

- 1 水質検査又は土壤検査の試料とした浸透水又は土砂等を採取した地点の位置図
- 2 水質検査又は土壤検査のために採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）
- 3 水質検査又は土壤検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限
る。）

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第1号の2(第4条の4、第7条、第12条、様式第1号、様式第2号、様式第3号、様式第4号、様式第5号、様式第6号、様式第7号の2関係) 検査試料採取調書

検査試料採取調書		年月日
愛媛県知事	様	
採取者	住 所 所 属 職 氏 名 電話番号	(印)
採取した試料の検査の結果を証明する書面に記載された発行番号等		
検体区分	土砂等・浸透水	
採取年月日	年月日	
採取日の天候		
土砂等の採取の場合にあっては、採取深度		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第2号の2（第7条、様式第2号、様式第3号、様式第4号関係） 説明会等報告書

説明会等報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）報告者、氏名（法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

特定事業場の位置（所在地）	
周 知 の 方 法	説明会の開催 (その他)
周 知 の 範 囲	
開 催 日 時	
開 催 場 所	
説 明 者 の 役 職 及 び 氏 名	
出 席 者 数	人
周辺住民からの質問、意見、 要望等及びそれらに対する回答	
特 記 事 項	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。
- 3 周知を2回以上行った場合は、周知ごとに作成すること。
- 4 「周知の方法」の欄には、該当するものを○で囲み、説明会により周知を行った場合は説明会の開催の周知の方法を括弧内に記載し、説明会以外の方法で周知を行った場合はその方法を括弧内に記載すること。
- 5 周知事項を記載した書面の配布若しくは送付又は周知事項の掲示を行った場合は、「周知の範囲」の欄には当該書面の配布若しくは送付を行った地域又は当該掲示の閲覧を想定した住民の範囲を、「開催日時」の欄には当該書面の配布日若しくは送付日又は当該掲示を実施した期間を、「開催場所」の欄には当該掲示を実施した場所を、「出席者数」の欄には当該書面の配布又は送付をした件数を記載すること。
- 6 説明会で配布した資料（周知事項を記載した書面を配布し、若しくは送付し、又は掲示した場合は、その書面）を添付すること。

様式第2号の3（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係）誓約書
(表)

誓 約 書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）

申請者（届出者） 氏名（法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）

印

電話番号

申請者（届出者）（申請者（届出者）が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県
土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛
媛県条例第2号）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。）を含む。）は、同
号アからチまでのいずれにも該当しないことを誓約します。

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 不要な文字は、抹消すること。

(裏)

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（抜粋）
 （許可の基準）

第12条 知事は、第9条の許可の申請が第10条第1項の規定によるものである場合にあっては、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、第9条の許可をしてはならない。

(1)～(5) 省略

(6) 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

ウ この条例又は廃棄物処理法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第7条第2項若しくは第3項、第8条第2項、第22条の2又は第24条の規定による命令を受け、当該命令に係る必要な措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者を含む。）

オ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（同号ウに該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例（平成7年愛媛県条例第48号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

カ 第23条第1項（第3号エに係る部分を除く。）の規定による許可の取消しの処分に係る愛媛県行政手続条例第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

キ カに規定する期間内に第21条第2項の規定による廃止の届出があつた場合において、カの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ク 第23条第1項の規定により特定事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合にあっては、当該命令の日に当該法人の役員であった者を含む。）

ケ 廃棄物処理法第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項又は第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（廃棄物処理法第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）にあっては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。）

コ 廃棄物処理法第7条の4若しくは第14条の3の2（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの

サ サに規定する期間内に廃棄物処理法第7条の2第3項の規定による一般廃棄物又は産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出があつた場合において、コの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の命令で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

シ 特定事業の施工に關し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ス 暴力団員等

セ 営業に關し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）がアからスまでのいずれかに該当するもの

ソ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

タ 個人で規則で定める使用人のうちにアからスまでのいずれかに該当する者のあるもの

チ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

2・3 省略

様式第2号の4（第7条、第20条、様式第2号、様式第3号、様式第5号、様式第12号関係）法定代理人・役員・使用人等一覧表

法定代理人・役員・使用人等一覧表

申請者（届出者）が法人である場合

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
	役職名	

申請者（届出者）が未成年者である場合

法定代理人（個人である場合）

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所

法定代理人（法人である場合）

(ふりがな) 名称	主たる事務所の所在地

役員

(ふりがな) 氏名	生年月日	住 所
	役職名	

申請者（届出者）が法人である場合

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者

発行済株式の総数	株	出資の額	
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月 日又は 法人の 設立日	保有する株式の数又は出資の金額 割合	住所又は 主たる事務所の所在地

愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）第9条に定める使用人がある場合

当該使用人

(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名	住所

注 不要な文字は、抹消すること。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第11条関係）特定事業変更届

(表)

特 定 事 業 変 更 届		年 月 日
愛媛県知事	様	
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		
届出者 氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名） 印		
電話番号		
許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
変更の内容	変更後	変更前
変更の理由		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

(裏)

添付書類（その内容に変更がない限り、添付を要しない。）

- 1 特定事業（一時堆積事業を除く。）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 届出者の住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書）
 - (2) 特定事業場の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の図面並びに特定事業場及びその付近の状況を示す見取図
 - (3) 特定事業場の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (4) 特定事業区域内の土地の登記事項証明書（届出者が当該土地の所有者でない場合にあっては、当該土地の登記事項証明書及び使用権原を証する書類）及び公図の写し
 - (5) 特定事業区域内の表土の汚染状況についての検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図並びに当該採取した試料ごとの検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）
 - (6) 特定事業に使用される土砂等の量を積算した計算書
 - (7) 土質試験等に基づく土砂等の埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算を記載した書面
 - (8) 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の断面図
 - (9) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
 - (10) 特定事業が愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号。以下「規則」という。）別表第5に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
 - (11) 届出者（届出者が法人の場合にあっては、その役員（愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第12条第1項第6号エに規定する役員をいう。以下同じ。）が、同号アからチまでに該当する者でない旨の誓約書（様式第2号の3）
 - (12) 届出者が未成年者（条例第12条第1項第6号セに規定する未成年者をいう。）である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人である場合にあっては、その登記事項証明書及び役員の住民票の写し）
 - (13) 届出者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し
 - (14) 届出者が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときにおいては、これらの者の住民票の写し（これらの者が法人である場合にあっては、登記事項証明書）
 - (15) 届出者に規則第9条に規定する使用者がある場合にあっては、その者の住民票の写し
 - (16) 法定代理人・役員・使用者等一覧表（様式第2号の4）
 - (17) その他知事が必要と認める書類
- 2 特定事業（一時堆積事業）の変更に係る届出の場合には、次の書類
 - (1) 1(1)、(2)、(4)及び(10)から(16)までに掲げる書類
 - (2) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
 - (3) 特定事業区域内の表土と特定事業に使用される土砂等が遮断される構造でない場合にあっては、1(5)に掲げる書類
 - (4) 特定事業場の土砂等の堆積が最大となった場合の計画平面図及び計画断面図（測量に基づいて作成され、かつ、特定事業の施工前の現況が確認できるものに限る。）
 - (5) その他知事が必要と認める書類

様式第7号の次に次の2様式を加える。

様式第7号の2（第12条、第12条の2関係）土砂等搬入変更届

土砂等搬入変更届		年月日
愛媛県知事	様	
	住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	
届出者	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	印
	電話番号	
許可年月日及び許可番号	年月日	第号
変更に係る土砂等搬入届の日付	年月日	
変更の内容	変更後	変更前
変更の理由		
添付書類（土砂等搬入届（様式第6号）に添付した書類から内容に変更がない場合は、添付を要しない。）		
1 土砂等採取場所証明書（様式第7号） 2 検査試料採取調書（様式第1号の2）及び当該検査の結果を証明する書面（環境計量士が発行したものに限る。）。ただし、愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条第1項各号のいずれかに該当する場合にあっては、これらの書類の添付を省略することができる。		

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第7号の3（第12条の2関係）土砂等管理台帳

様式第7号の3（その1）土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）

土砂等管理台帳（一時堆積事業以外）（ 年 月分） (許可事業者名：)				
許可年月日及び許可番号	年 第 月 号	特定事業の施工期間	年 年 月 日から 年 月 日まで	
特定事業場の所在地		特定事業区域の面積	m ²	
特定事業に使用される土砂等の量	m ³	特定事業の施工を管理する者の氏名		
土砂等の採取場所の所在地		土砂等の採取場所の事業者の氏名(名称)及び住所	m ³	
土砂等搬入届の提出年月日	年 月 日	土砂等の採取場所からの搬入予定量	m ³	
土砂等搬入変更届の提出年月日	年 月 日			
搬入日	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	備考
前月までの累計	m ³			
	m ³			
計	m ³			
累計	m ³			

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

- 2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。
- 3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壤の汚染のおそれのある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。
- 4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別紙に記載の上、添付すること。

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

令和2年3月27日

燃 煙 滅 烈

第91号外2

搬出年月日	搬出事業者	氏名又は名称 住所	搬出事業場 の管理者 電話番号	搬入年月日	氏名又は名称 住所	搬入事業場 の管理者 電話番号・担当者氏名	土砂等の量	全搬出量	今回の搬出量	残量	印		
											年	月	日
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者 住所	連絡先	運搬先又は保管事業場 住所	連絡先	連絡先	運搬先	開始年月日	終了年月日		特記事項		
											年	月	日
<input type="checkbox"/> 運搬													
<input type="checkbox"/> 保管													
<input type="checkbox"/> 運搬													
<input type="checkbox"/> 保管													
<input type="checkbox"/> 運搬													

□保管	連絡先	連絡先	年 月 日
□運搬	氏名又は名称 住所 〒	連絡先 住所 〒	年 月 日
□保管	連絡先	連絡先	年 月 日
□運搬	氏名又は名称 住所 〒	連絡先 住所 〒	年 月 日
□保管	連絡先	連絡先	年 月 日

添付書類

- 1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

- 注 1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されるたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。
- 2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法若しくは保管方法が切り替わるたびに記載すること。

様式第7号の3（その2） 土砂等管理台帳（一時堆積事業）

土砂等管理台帳（一時堆積事業）（年月分）							
(許可事業者名：)							
許可年月日及び許可番号		年月日 第 号		特定事業の施工期間		年月日から 年月 日まで	
特定事業場の所在地				特定事業区域の面積		m ²	
特定事業に使用された土砂等の堆積が最大となった場合の土砂等の量		m ³		特定事業の施工を管理する者の氏名			
土砂等の採取場所の所在地				土砂等の採取場所の事業者の氏名（名称）及び住所			
土砂等搬入届の提出年月日		年月日		土砂等の採取場所から		m ³	
土砂等搬入変更届の提出年月日		年月日		の搬入予定量			
日付	土砂等の搬入量	展開検査等の結果	展開検査等を行った者の氏名	土砂等の搬出量			
				搬出先()	搬出先()	搬出先()	計
前月までの累計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³
累計	m ³			m ³	m ³	m ³	m ³

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 土砂等管理台帳は、採取場所ごとに作成し、特定事業区域に土砂等を搬入した日ごとに記載すること。

3 「展開検査等の結果」の欄には、展開検査等により、廃棄物及び土壤の汚染のある物の混入又は吸着が認められなかった場合は○を、認められた場合はその詳細を記載すること。

4 愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号）第15条の3第5号に掲げる事項を記載する場合にあっては、別紙に記載の上、添付すること。

別紙 条例第15条の3第5号に掲げる事項

搬出年月日	搬入年月日	搬出事業者	搬入事業者	作成者役職・氏名	全搬出量 m ³	今回搬出量 m ³	残量 m ³	特記事項
区分	運搬・保管方法	運搬者又は保管者	運搬先又は保管事業場	開始年月日	終了年月日	年	月	日
□運搬		氏名又は名称 住所 〒	氏名又は名称 住所 〒	連絡先	連絡先	年	月	日
□保管		氏名又は名称 住所 〒	氏名又は名称 住所 〒	連絡先	連絡先	年	月	日
□運搬		氏名又は名称 住所 〒	氏名又は名称 住所 〒	連絡先	連絡先	年	月	日
□保管		氏名又は名称 住所 〒	氏名又は名称 住所 〒	連絡先	連絡先	年	月	日
□運搬		氏名又は名称 住所 〒	氏名又は名称 住所 〒	連絡先	連絡先	年	月	日

<input type="checkbox"/> 保管		連絡先		
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称 住所 〒	名称 住所 〒	年 月 日
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先	年 月 日
<input type="checkbox"/> 運搬		氏名又は名称 住所 〒	名称 住所 〒	年 月 日
<input type="checkbox"/> 保管		連絡先	連絡先	年 月 日

添付書類

- 1 県外土砂等の排出、運搬及び保管に係る当該県外土砂等の量を証する書類
- 2 県外土砂等を採取場所から特定事業区域へ搬出する際に撮影した当該県外土砂等の色相、粒形等の性状を鮮明に判別することができるカラーの写真

- 注1 特定事業場へ県外土砂等が搬入されたたびに、当該県外土砂等の運搬及び保管の状況を確認し、記載すること。
- 2 運搬者若しくは保管者又は運搬方法が切り替わるたびに記載すること。

様式第8号を次のように改める。

様式第8号（第13条関係）特定事業状況報告書

特定事業状況報告書

年 月 日

愛媛県知事

様

住所（法人にあっては、主
たる事務所の所在地）報告者 氏名（法人にあっては、そ
の名称及び代表者の氏名）
印

電話番号

許可年月日及び許可番号	年 月 日	第 号	
報告に係る期間	年 月 日から	年 月 日まで	
特定事業区域の面積	m ²		
実施済面積 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、堆積の面積)	m ²		
特定事業に使用される土砂の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、土砂等の堆積が最大となったときの土砂等の量)	m ³		
報告に係る期間の初日の前日までに 特定事業に使用された土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、報告に係る 期間の初日の前日において一時堆積をしていた土砂等の量)	m ³		
搬入された土砂等の量	合計	m ³	
	内訳	土砂等の採取場所	土砂等の量
			m ³

搬出した土砂等の量（一時堆積事業である場合に限る。）	内訳	合計	m^3
		土砂等の搬出先	土砂等の量
			m^3
報告に係る期間の末日における 土砂等の量 (特定事業が一時堆積事業である場合にあっては、 報告の期間の末日において一時堆積をしていた土砂等の量)			m^3
展開検査等の結果		異常あり	異常なし
		(異常ありの場合は、異常の内容及び措置の内容)	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 不要な文字は、抹消すること。
 3 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

この規則は、令和2年5月1日から施行する。ただし、第1条中愛媛県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第2条第1項の改正規定、同規則第12条の改正規定（同条第4項の次に次の3項を加える部分（同条第6項及び第7項に係る部分を除く。）に限る。）、同規則第18条の改正規定及び同規則様式第10号の改正規定は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第21号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年3月27日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則（昭和60年愛媛県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前												
(登録申請書等)	(登録申請書等)												
第2条 省略	第2条 省略												
2 条例第4条第2項第5号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。	2 条例第4条第2項第5号（条例第7条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類又は図面は、次に掲げるとおりとする。												
(1) 申請者（法人にあつてはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）を、営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者にあつてはその法定代理人（法人にあつては、当該法人及びその役員）を含む。）の住所、生年月日等に関する調書及び個人にあつては、住民票の抄本又はこれに代わる書面	(1) 申請者の略歴を記載した書面												
(2) 省略													
(3) 営業所に置く浄化槽管理士の住所、生年月日等に関する調書及び住民票の抄本又はこれに代わる書面													
(4) 省略													
(5) 営業所に置く浄化槽管理士が条例第15条の2第1項に規定する研修（以下「研修」という。）を修了したことを証する書面													
(6) 省略													
(7) 省略													
第12条 省略	第12条 省略												
<u>（浄化槽管理士の研修）</u>													
第13条 浄化槽保守点検業に從事する浄化槽管理士は、3年を超えない期間ごとに研修を受けなければならない。													
第14条 省略	第13条 省略												
第15条 省略	第14条 省略												
様式第1号（第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書 (表)	様式第1号（第2条関係） 浄化槽保守点検業者登録申請書 (表)												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">浄化槽保守点検業者登録申請書</td> <td style="width: 50%; text-align: right; padding-right: 10px;">愛媛県収入証紙貼付 欄（消印は、しないこと。）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	浄化槽保守点検業者登録申請書	愛媛県収入証紙貼付 欄（消印は、しないこと。）	省略		省略		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">浄化槽保守点検業者登録申請書</td> <td style="width: 50%; text-align: right; padding-right: 10px;">愛媛県収入証紙ちよ う付欄（消印は、しないこと。）</td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>省略</td> <td></td> </tr> </table>	浄化槽保守点検業者登録申請書	愛媛県収入証紙ちよ う付欄（消印は、しないこと。）	省略		省略	
浄化槽保守点検業者登録申請書	愛媛県収入証紙貼付 欄（消印は、しないこと。）												
省略													
省略													
浄化槽保守点検業者登録申請書	愛媛県収入証紙ちよ う付欄（消印は、しないこと。）												
省略													
省略													

